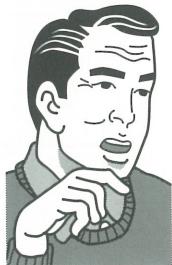




第10回 裁判所が関与する場合の遺産分割



母が急に亡くなり、遺言書もなかったため相続争いが起き、遺産分割協議がまとまりません。家庭裁判所に調停を申し立てる方法を聞いたのですが、どのような手続きが行われるのでしょうか。

手続き&アドバイス

相続・贈与の

株式会社SBL 税理士 **八木 正宣**

遺

言書がない場合の遺産分割

手続きにおいては、相続人全員が遺産分割協議を行う必要があります。しかしその協議において、必ずしも相続人の間で合意できるとは限りません。協議がまとまらないかたり、協議すらできない場合には、家庭裁判所が関与する遺産分割の調停または審判の制度を利用することになります。

〈調停による遺産分割〉

被相続人が亡くなり、その遺産の分割について相続人の間で話がまとまらない場合には、相続人のうちの1人または何人かが他の相続人を相手方として、家庭裁判所に遺産分割の調停または審判の手続きを申し立てることになります。なお、最初に調停ではなく審判を申し立てることも可能です。

調停によつて分割案がまとまつた場合には、その内容が調停調書

が、実務上は審判の申立をして用されており、家事審判官1名と、民間から選ばれた2名以上の調停委員から成る調停委員会と、当事者が話し合いで解決する方法です。

調停は公開の法廷で争うものではなく、非公開の部屋で行われるので、秘密が第三者に漏れるようなことはありません。調停委員会は公正・中立の立場で当事者から事情や言い分を聞いたうえで、客観的な意見や具体的な解決策を提案するなどして、話し合いで円満に解決できるよう働きかけます。

相続に関する争いごとは、相続人同士の意思疎通の欠如や感情のもつれが原因であつたりすることが少なくありません。調停手続きを利用することにより、互いに相手の立場を理解し、公平で納得できる結論を導き出すことが期待できます。

に記載されます（サンプル1）。

サンプル1 遺産分割調停調書 謄本

調書(成立)			
事件の表示	平成26年(家イ)第26号 遺産分割調停事件		
当事者等及びその出頭状況	<p>本籍 東京都中野区東中野1丁目2番3号 住所 東京都中野区東中野1丁目2番3号 申立人 後野 花子(出頭) 代理人弁護士 山田 太郎(出頭) 本籍 東京都渋谷区渋谷1丁目2番3号 住所 東京都渋谷区渋谷1丁目2番3号 相手方 近代 一郎(出頭) 本籍 東京都渋谷区渋谷1丁目2番3号 最後の住所 本籍に同じ 被相続人 近代太郎(平成26年3月1日死亡)</p>		
期日	平成26年9月1日 午後2時30分		
場所	東京家庭裁判所		
家事審判官	家村 町男	家事調停委員	春川 夏美
裁判所書記官	市藤 三貴		秋山 冬二

下記条項のとおり調停が成立した。

東京家庭裁判所
裁判所書記官 市藤 三貴

調停条項

1 当事者双方は、被相続人近代 太郎(平成26年3月1日死亡)の遺産が別紙物件目録記載のとおりであることを確認し、これを次のとおり分割する。
(1) 同目録1記載の土地及び同目録2記載の建物は、近代一郎の単独取得とする。
(2) 同目録2記載の近代信用金庫中野支店の預金は、後野花子の単独取得とする。
2 以上をもって本件遺産分割に関し一切解決したものとし、上記条項のほか、相互に債権債務の存在しないことを確認する。

平成26年9月〇日
東京家庭裁判所
家事審判官 家村 町男

上記は謄本である。

同日同序 裁判所書記官 市藤 三貴 ㊞

相続人全員が一堂に会して裁判官進行のもとで主張
裁判による遺産分割

（審判による遺産分割）

遺産分割調停が不調に終わった場合、その事案は遺産分割審判に自動的に移行します。

審判は裁判所の下す判断であり

裁判の一種ですが、当事者の権利・義務の確定を目的とする判決が公開を前提としているのに對し、審判手続きは非公開で進められます。遺産分割紛争は、被相続人の死亡によって相続人の権利・義務はすでに確定しており、その相続割合を分配する作業にすぎないため、非公開の審判手続きによ

ることとされています。

サンプル2 遺産分割審判書 謄本

審判			
平成26年(家)第123号 遺産分割申立事件			
本籍 東京都中野区東中野1丁目2番3号			
住所 東京都中野区東中野1丁目2番3号			
申立人 後野 花子			
代理人弁護士 山田 太郎			
本籍 東京都渋谷区渋谷1丁目2番3号			
住所 東京都渋谷区渋谷1丁目2番3号			
相手方 近代 一郎			
本籍 東京都渋谷区渋谷1丁目2番3号			
最後の住所 本籍に同じ			
被相続人 近代太郎			
主文			
1 被相続人近代 太郎(平成26年3月1日死亡)の遺産を次のとおり分割する。 (1) 同目録1記載の土地及び同目録2記載の建物は、近代一郎の単独取得とする。 (2) 同目録2記載の近代信用金庫中野支店の預金は、後野花子の単独取得とする。 2 以上をもって本件遺産分割に関し一切解決したものとし、上記条項のほか、相互に債権債務の存在しないことを確認する。 (省略)			
よって、主文のとおり審判する。			
平成26年12月1日			
東京家庭裁判所			
家事審判官 家村 町男			
これは謄本である。			
同日同序 裁判所書記官 市藤 三貴 ㊞			

具体的な審判手続きは、調停のように調停委員が事情を聴取するという方法ではなく、相続人全員が一堂に会し、裁判官の進行のもと、各相続人が書面で法律上の主張をし、それを裏付ける各種資料を提出していきます。そして、各相続人が主張・資料提出を尽くす

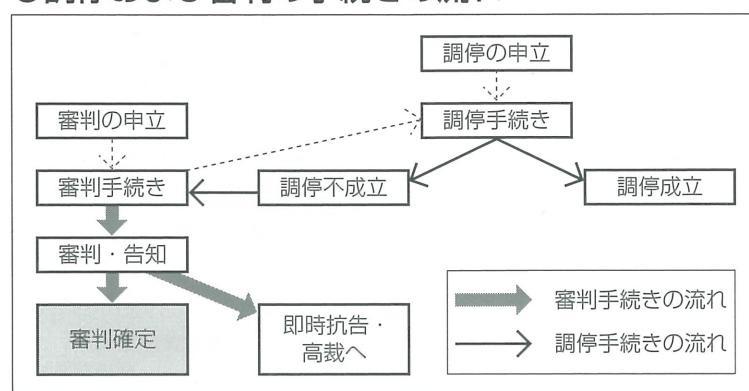
一方で、隨時話し合いによる解決の機会も設けられます。審判手続き中に話し合いがうまくいった場合には、調停が成立したものとして、裁判所によって調停調書が作成され、審判は終了することになります。

まで、審判手続きは続けられます。

サンプル3 審判確定証明書

審判確定証明書	
事件の表示	平成26年（家）第123号 遺産分割申立事件
当事者の表示	申立人 後野 花子 相手方 近代 一郎 被相続人 近代太郎
審判の日	平成26年12月1日
確定年月日	平成26年12月15日

●調停および審判の手続きの流れ



確認しておきましょう。

**審判書の謄本の提出には
確定証明書の添付を確認**

調停が成立した場合に作成される調停調書は、相続人全員がその内容で合意したことを家事審判官が証明する様式となっています。

書の主文で確認しましょう。
なお、調停および審判はその手
続き上、すでに家庭裁判所において相続関係を審査したうえで行われることから、被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本や相続人の現在の戸籍謄本等は、添付しなくてよいとされています。

他方、審判書は、家事審判官が遺産分割の内容について審判を下した形式となっています。調停調書も審判書も法的な効力があり、これららの書類をもつて相続預金の名義変更を進めることになります。

通常、相続預金の取得者が調停調書または審判書の謄本を持参し、相続財産の名義変更等を申請します。申請者が相続預金の取得者であることを、調停条項や審判

ただし、審判書の謄本の提出があつた場合には、審判確定証明書が添付されているかを確認しなければなりません。即時抗告がなされていれば、その審判書の内容は確定したものではありません。審判書のみを確認して名義変更に応じてしまい、後日相続預金の真実の取得者として別の相続人が現れた場合に、金融機関として責任を問われる可能性があります。

最終的に、各相続人からの主張と証拠に基づいて、裁判所がどのよう遺産分割をすべきかを審判します。この審判が下されたときにその内容について審判書（サンプル2）が作成されます。

なお、審判の告知日から2週間は、これに不服のある相続人が即時抗告するための期間とされています。即時抗告されれば、高等裁判所の抗告審において不服申立て理由があるかどうかが判断される

審判の告知日から2週間が経過しても即時抗告がなければ、その審判の内容で確定したことになります。その後申請により、裁判所が審判が確定したことを証明する、審判確定証明書（サンプル）が発行されます。

3 調停と審判の手続きの流れは図表に示したとおりです。しつかり

